

千葉市告示第 8 2 0 号

道路の区域の決定

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、千葉市建設局土木部路政課において、令和元年 1 0 月 4 日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和元年 1 0 月 4 日

千葉市長 熊 谷 俊 人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名並びに敷地の幅員及びその延長

路線名	敷地の幅員 (m)			延長 (m)
高浜 6 4 号線	5.00	～	5.00	39.1
花輪町 5 3 号線	6.00	～	6.01	409.6
花輪町 5 4 号線	6.00	～	6.01	436.9
花輪町 5 5 号線	6.00	～	6.01	25.0
花輪町 5 6 号線	6.00	～	6.01	24.5
花輪町 5 7 号線	6.01	～	6.01	37.0
花輪町 5 8 号線	6.00	～	6.01	109.5
花輪町 5 9 号線	6.00	～	6.00	75.9
仁戸名町 1 8 3 号線	5.99	～	8.34	120.7
仁戸名町 1 8 4 号線	6.00	～	6.00	56.5
若松町 2 4 4 号線	5.00	～	5.00	156.4
若松町 2 4 5 号線	5.00	～	5.00	105.3
若松町 2 4 6 号線	5.50	～	5.51	76.2
若松町 2 4 7 号線	5.50	～	6.00	84.9
若松町 2 4 8 号線	6.00	～	6.00	94.9
宮野木町 3 3 9 号線	5.00	～	5.03	103.2
宮野木町 3 4 0 号線	5.50	～	5.50	75.1
東寺山町 1 3 9 号線	5.00	～	5.00	24.3
幕張 5 1 0 号線	5.00	～	5.00	84.9
武石町 9 2 号線	5.50	～	5.50	72.3
長作町 2 3 7 号線	5.00	～	5.00	99.3
作新台 6 5 号線	6.00	～	6.00	187.7
刈田子町 3 4 号線	5.00	～	5.00	41.4
小金沢町 2 2 号線	5.00	～	5.01	61.4
大金沢町 7 8 号線	5.00	～	5.00	29.9
誉田町 2 5 4 号線	5.50	～	5.50	52.2
誉田町 2 5 5 号線	5.50	～	5.50	53.7
誉田町 2 5 6 号線	6.00	～	6.01	177.6

誉田町257号線	6.00	～	6.00	123.4
誉田町258号線	6.00	～	6.00	182.7
高田町307号線	5.17	～	7.56	29.0